

補正予算と決算に関連してお尋ねします。まず、小学校給食の民間委託問題です。補正予算には、来年度から導入予定の「小学校給食の調理業務民間委託」にかかる債務負担行為・6年間で限度額9億円が提案されています。

① 小学校給食民間委託の目的、必要性と導入決定の判断の根拠をご説明ください。  
② 小学校への導入方針を決めるに当たり、方針決定前に保護者や学校現場の意見はどのように聞かれましたか。

③ 小学校給食を民間委託した場合に想定されるメリット・デメリットをご説明ください。  
い。

教育長に伺います。

(答弁)

説明にならない答弁ですが、今予定されている「小学校給食調理業務委託」の一番の問題点は、導入方針決定の前に、保護者や現場に対する意見聴取や説明がほとんどなかったことです。答弁にありましたように、民間委託方針決定後の7月以降に保護者説明会が開かれています。意見も聞かず方針を決め、頭ごなしに押し付けるといやり方は、最もやってはいけないことです。

続けてお尋ねします。

① 現在、中学校給食共同調理場民間委託の受託業者は、どこでしょうか。人材派遣業者は、何件ありますか。

② 現在すでに民間委託となっている中学校給食共同調理場で働く職員の正規職員・非正規職員の人数と割合、経験年数別人員数をお示しく下さい。

③ 災害時、小学校は地域の避難所となります。非常食の提供はもちろん、炊き出し等も必要となります。民間委託で、調理業務職員の炊き出し等への協力はできるので  
しょうか。

④ 中学校の共同調理場は委託期間が5年です。小学校の民間委託は何年になるのでしょうか。また、5年程度の委託を繰り返す場合、学校給食に特有の現場で培われる調理業務の経験は積み重ならないのではないのでしょうか。

⑤ 業務内容に急な変更が出てきた場合、臨機応変に対応できるのでしょうか。その場合現場にどのような形で指示をされるのでしょうか。

⑥ 指示書に従い業務を行って、指示書通りになっていない場合は是正はどのような形で指示されるのでしょうか。

⑦ 直営の現場では、栄養教諭・栄養職員と調理員の打ち合わせが毎日行われています。民間委託になった場合、どのような形で行われるのでしょうか。

教育長に伺います。

(答弁)

民間委託の場合、問題となってくるのが従業員の雇用です。常勤が64%・118名と答えられましたが、この内正規職員として雇用されているのは何人でしょうか。

(答弁)

(把握されていないようですが) 全員が正規職員ということはないと思います。市営住宅の指定管理者制度では、職員の半数以上が契約社員でした。共同調理場でも、常勤職員の何割かは非正規だと思えますので、正職員で働く人は半分以下ではないでしょうか。自治体の民間委託による非正規雇用は、働く人の処遇が悪いというだけでなく、業務を適正に行う上でも問題があります。

また、民間委託された現行の共同調理場では、8年・9年と経験を積んだ人は14人、全体の1割もありません。一方、1年未満の人は50人と全体の3割近くに上っています。共同調理場の委託契約書には、「業務従事者を頻繁に変更することがないよう留意する」と書かれています。しかし、これが10年近く民間委託を続けてきた現場の実態です。バス事業の縮小により業務職で配置換えになり、給食に来られた方々が不慣れでたいへん苦勞され、加配がないと現場が回らないとも聞いていますが、学校給食の調理業務は、経験を積んだ方々の知恵と技術によって、限られた時間に安全・安心の給食が滞りなく提供されています。5年で契約を更新する民間委託では、技術の継承は難しいという点を指摘しておきます。

先ほど、民間委託にした場合のデメリットは学校行事に参加できないだけお答えに

なりましたが、それだけでないことははっきりしています。

続いて、受注している委託業者の問題についてお尋ねします。

答弁にありましたように、現在、共同調理場の委託業者は5業者です。どの業者も人材派遣事業を行っているということです。私は、その一つで、今回「火の君マルシェ」の指定管理者ともなった事業者に勤務されていた方のお話を聞きました。本社の調理場勤務だったということでしたが、タイムカードがなく、残業は一定時間しか認められずサービス残業が強要されていたこと、規定があるにもかかわらず有給休暇が取れない、ハローワークの募集内容と現場の勤務実態があまりにもかけ離れ、人がほとんどやめていくとのことです。調理場では喫煙がある・ゴミブリがある・休憩所もないなど、「熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例」に違反するような実態もあり、食中毒は出さないものの、事故も多いとのことでした。これは、本社内の調理場のことではありませんが、いわばブラックともいえるような職場環境です。この方は、「税金を使って、何億もの仕事を受けながら、あまりにもひどい状況だ」と話しておられました。元従業員の方は、サービス残業部分の不払い賃金支払いも要求されています。

熊本市が指定管理や委託などで何億円も払い、共同調理場の民間委託先ともなっている事業者のこのような実態をご存知ですか。このような実態があつて小学校給食まで民間委託を広げていいと思われませんか。

(答弁)

「民間委託」先にありきで、委託業者の実態や民間委託によるデメリットの検証もなく、一方的に民間委託拡大を決め、現場に押し付けるのは問題です。今や、派遣労働は雇用破壊の代名詞のようになって、大きな社会問題です。そういう中で、熊本市が実態把握やまともな検証もしないまま、当然のように、共同調理場のみならず、小学校にまで人材派遣を業とする事業者に業務を委託することは問題です。

災害への対応は、委託業者と協議して炊き出しへの協力を依頼すると言われましたが、それは契約内容に入るのででしょうか。

(答弁)

災害への対応や、業務内容の急な変更、指示通りになっていない場合への対応などは、臨機応変な対応が求められます。答弁にもありましたように、必要に応じ栄養教諭からの直接の指示が必要な場合が出てきます。そういう直接指示は可能であるとの答弁でしたが、特に災害への対応も適切に行おうとすれば、委託事業者と栄養職員との責任者間で行う調整行為にとどまらない事実上の指揮命令という状況も起こるのではないのでしょうか。東京足立区では、戸籍事務民間委託が偽装請負として、東京労働局に是正を指導され、窓口業務の委託が一部撤回されました。直営でやれば全く問題ないことが、民間委託では対応が難しいばかりか、偽装請負という違法な状況も作り出してしまう恐れがあるということは問題です。

以上のように、給食業務の民間委託は問題が多く、小学校への拡大はその問題点を広げていくばかりです。現場・保護者の意見も聞かずすすめる一方的な小学校への拡大は撤回し、直営で、「教育」としての位置づけを大切にしたい、安全でおいしい給食の提供を行うよう要望しておきます。

次に、学校給食会についてお尋ねします。

熊本市の学校給食の食材は、熊本市学校給食会を通した一括購入方式です。

① 納品事業者は、「学校給食会物資取扱い規定」の登録要件の資格に合致した事業者に限られています。資格要件の「相当額の販売実績」、「相当の資本」、「相当数の常雇従事者」は、それぞれ具体的にどのようなように定められていますか。

② 給食会の物資納入は、食材の種類によって直接販売業者から納品するものと、食材ごとに組合組織をつくり納品しているものがあります。組合をつくって納品する場合、その参加登録要件はどのようになっていますか。直接納品の場合とどのように違いますか。

③ 給食会の材料別の登録業者数、業者ごとの納品実績についてご説明ください。

④ 学校給食の食材調達は、公の調達です。熊本市が定める調達契約のルールに則って実施し、広く参加業者に窓口を開き、公平・公正で透明な契約にすべきと考えますがいかがでしょうか。

教育長に伺います。

(答弁)

地方公共団体の契約に関する考え方は、①機会均等の理念に適合して公正であること、②価格の有利性を確保すること、③債務の履行が確実であること、④透明性を確保すること、の4つを原則としています。

学校給食の食材は、優れた品質の安全なものを大量に、安定して、確実に調達しなければなりません。それだけに、それを確実に履行するしくみと体制が必要です。同時に、先ほど紹介した地方公共団体の契約原則も踏まえていなければなりません。

先ほどの答弁では、年間15億4000万円の物品調達を120業者でやっていることとなります。市の統計書では、本市の飲食料品小売業者の商店数は2635、単純に全業者が納入業者とはいかないと思いますが、機会均等の原則に立つならば、参加業者数120というのは、決して多いと言えないと思います。今回の質問にあたり、具体的な登録業者一覧も見ましたが、必ずしも大きな事業者ばかりが登録されている訳ではなく、もっと多くの事業者が登録されてもいいのではないかと思われました。この点は、要望しておきます。

では、「納入組合」の納入について、さらにお尋ねします。納入組合をつくっているのは、やさい・果物、鶏肉を除く食肉、豆腐・あげ・こんにやく類、醤油・味噌・食酢・ソース類、生麺・だんごの業者で、登録業者となるためには、売り上げの1〜6%の事務手数料を支払うことや、数千円から数万円の年会費や15万〜30万円の出資金を取るところ、5000円の入会金をはらうなど、金額や払い方は様々であるものの、一定の金銭負担をしなければなりません。一方、それ以外の練り製品・酒類・食肉加工品・鶏肉・鶏卵・乳製品・一般物資は、直接各商店から納品しており、納入業者に登録するのに、金銭負担はありません。このように、取扱物資の内容の違いによって、業者登録に差があるというのは、機会均等の原則に照らして公平だと言えるでしょうか。

(答弁)

給食の食材調達は、学校給食会に委託した公の調達です。契約原則に則り、公平公正であるべきです。納入組合という形で、差別化した業者登録はすべきではありません

ん。

合併町は来年3月で、業務のすべてが熊本市のやり方に統一されます。そこで、「納入組合」で対応している食材を取り扱う業者が、これまで直接で食材を納入してきたにもかかわらず、来年からは事務手数料や出資金等を払うことになるので登録できないとの声が届きました。今までの登録業者が排除されることにならないようにするためにも、納入組合の事務手数料や出資金等はやめるべきではないでしょうか。

(答弁)

納入組合のうち、野菜・果物を扱う「熊本県学校給食納入協同組合」は、年間納入金額が約5億3000万円で、最大の納入額です。組合がつくっている手数料等の加入条件で計算すると、毎年2700万円を超える登録手数料収入があると思われる。一番少ない「熊本県麺類協同組合」は年間10万円程度です。学校給食の物品納入のための登録手数料がどのように使われているのか、また、事務手数料の率が1%から6%までバラバラであるために手数料収入が大きく違うこと、手数料の率の根拠についてもしかるべき説明が必要ではないでしょうか。

(答弁)

給食の食材調達は、公の調達故、契約原則の「透明性確保」が必要です。登録業者間の公平性と透明性を欠いた納入組合の事務手数料等については、説明責任が果たされるとともに、公平性確保の観点での是正が必要であることを指摘します。

\*いずれにしても、学校給食は大切な教育の一環です。現場の声も十分聞かず方針を決定し、問題の多い民間委託の小学校への拙速な導入は止めるべきです。給食会の物資調達についても、指摘した点の改善を求め、質疑を終わります。